

国土交通相による沖縄県の「辺野古新基地建設の設計変更不承認」の取り消しを許さない！

国地方係争処理委員会は地方自治を守る機関として公正・中立な審査を行え！

「国地方係争処理委員会」に訴える総務省前行動

7月13日(水) 18時30分～

総務省前 千代田区霞が関2-1-2

(丸の内線・日比谷線・千代田線「霞が関」A2出口1分)

玉城沖縄県知事は昨年11月、沖縄防衛局が申請した辺野古新基地建設の「設計変更申請」を不承認にしました。海面下90mの「マヨネーズ並み」の軟弱地盤の工事は世界にも例がなく、技術的にも不可能だからです。

しかし、沖縄防衛局は国民救済の法律である行政不服審査法を悪用し、国の機関が私人になりすまして、国土交通相に県の決定の取り消しの審査を申し出ました。国の機関の使用を禁止している同法を悪用することは、法治国家にあるまじき違法行為であり断じて許せません。

国土交通相は辺野古新基地建設を強行する内閣の一員であるので、なんら公正・中立な審査を行うことなく、4月8日に県の不承認の決定を取り消す裁決を下しました。さらに、法的拘束力をもつ是正の指示まで行い、沖縄県に「設計変更申請」の承認を迫っています。

玉城知事は、これら国土交通相の指示を毅然と拒否しました。そして国地方係争処理委員会に対し①国の機関である沖縄防衛局は審査請求は出来ない ②国土交通相は内閣の一員であるので、公正中立な審査は出来ない ③地方自治法に基づく是正の指示が、異なる制度である行政不服審査法に基づく裁決と不当に連結されており違法であると指摘し、指示は「違法な国の関与」であるとして審査を申し出ました。8月8日と29日までを期限に、委員会の判断が出ることになります。

国地方係争処理委員会は、国と自治体の関係を「上下・主従」から「対等・協力」に転換した1999年の地方自治法改正で設置され、国の地方への関与が適法か違法かを審査する、地方自治を守る機関です。

国が法律を悪用して、沖縄県の決定を取り消すことは、地方自治の破壊であり許されません。昨年の6月には、全国知事会が沖縄県の意見を受けて、審査請求により政府が県の決定を取り消す地方自治への介入を見直すことを求めています。

私たちは、国地方係争処理委員会が地方自治を守る機関としての役割を果たすために、公正・中立な審査を行うことを求めて、総務省前行動を行います。

玉城沖縄県知事を支援する取り組みです。多くの皆さんの参加を呼びかけます。



【呼びかけ】 「止めよう！辺野古埋立て」国会包囲実行委員会

沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック 090-3910-4140

沖縄意見広告運動 03-6382-6537 ピースポート 03-3363-7561